

令和3年4月1日

職員各位

社会福祉法人北丹後福社会
事業所連絡会議 報告資料

令和3年度 介護職員処遇改善計画及び介護職員等特定処遇改善計画の
実施方法について

内 容

1. キャリアパス要件

職員の職位、職責又は職務内容及び賃金体系等について、職能資格等級表を給与支給規則に定めている。

別紙参照

2. 処遇改善計画について

① 令和3年度介護職員処遇改善加算の見込額	33,202,524 円	
賃金改善を行った場合の介護職員の賃金総額	124,000,000 円	A
前年度の介護職員の賃金総額(加算を除く)	79,840,824 円	B
令和3年度の賃金改善見込額 (A-B)	44,159,176 円	
② 介護職員等特定処遇改善加算の見込額	9,647,679 円	
特定加算の算定により賃金改善を行った場合の賃金総額	314,500,000 円	C
前年度の賃金総額 (加算総額を除く)	304,737,621 円	D
令和3年度の賃金改善見込額 (C-D)	9,762,379 円	

3 賃金改善の実施方法

(介護職員賃金改善期間 令和3年6月～令和4年5月)

- ・ 定期昇給等により賃金改善を実施する (基本給増加・賞与増加)
- ・ 一時金 (特別報奨金) を支給する
- ・ 夜勤手当を1回7,000円から9,000円に増額する
- ・ 改善に伴う法定福利費の法人負担増加額も対象となる

4 賃金改善以外の処遇改善について

- ・ 働きながら介護福祉士取得者へ受講支援
- ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度、病院内保育施設の利用支援
- ・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化

5. 職員周知について

各事業所の朝礼、各種会議等で職員へ周知すること。